

短期大学評価基準（改定案）に対する意見対応表

頁	短期大学評価基準（改定案）	短期大学評価基準（改定案）に対する ご意見の概要	短期大学基準協会の見解等
2	査定（アセスメント）は「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（以下、三つの方針という）の <u>関係を見直し整備するためのPDCAサイクルを含む系統的なものである。</u>	（修正案）査定（アセスメント）は「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（以下、三つの方針という）の <u>関係を見直し再構築する、PDCAサイクルに基づく取り組みである。</u>	査定（アセスメント）は評価であり、それに基づき改善を要する場合にPDCAを用いて行うことになるものであることから、修正は行わない。
16	教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって <u>短期大学の教育研究活動について法令に定めるもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べなければならない。</u>	①（修正案）学長（又は規程に定める者）が議長となって、 <u>短期大学の教育研究活動について法令に定めるもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べなければならない。</u> ②やや理解しにくい文章である。 ③学長と教授会の関係を明確に規定すべきである。	「教育研究活動」と「教育研究」が重複して分かりにくい文章であるため、法律の条文に合わせ、「教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって <u>法令に定められた事項その他教育研究に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</u> 」に修正する。また、その後に「 <u>学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行う。</u> 」を追記する。 さらに、「（1）学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。」の下に、「 <u>①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。</u> 」を追加し、以下、「 <u>②学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。③学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。④学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。</u> 」に修正する。
17	(2) <u>学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の</u>	①教授会とは別に、学長の意思決定の助けとなる「 <u>会議体</u> 」を新設する予定であ	教授会は必置の機関であること、また、学長（又は規程に定める者）が議長になって運営することから、「(2) <u>学長等は、教授会</u>

頁	短期大学評価基準（改定案）	短期大学評価基準（改定案）に対する ご意見の概要	短期大学基準協会の見解等
	審議機関として適切に運営している。 ③学長は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規程を有している。	り、学長は教授会の構成員でなくなる予定であることから、教授会だけに限定しない、他の会議体でも適合可能な基準にしていきたい。 ②併設大学との合同教授会は、両校に共通した事項に限ることを明確にすべきである。	を学則等の規程に基づいて開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。」に修正する。また、合同教授会については、その内容を明確にするため、「③学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。」に修正する。
17	評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、 <u>理事長を含め役員</u> の諮問機関として適切に運営している。	評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、 <u>理事長を含む役員</u> の諮問機関として適切に運営している。	理事長は役員であることから、「理事長を含め」は必要ないともいえるが、私立学校法第42条に「理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。」とあることから表記したものであり、同義であることから修正しない。
その他		①「学習成果」の概念、定義について「目標としての学習成果」と「学生が修得した結果としての学習成果」が混在している。 ②「学習成果」を「学修成果」に改定する予定はあるか。	本協会では、「学習成果」について、自己点検・評価報告書マニュアルに示しており、学士課程答申で提起された「一定の学習期間終了時に学習者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を言明したもの」である。 現在、「学習成果」と「学修成果」が混在していることは承知しているが、その定義等が全く同一のものか否かが不明なことなどから、本協会では、当初から用いている「学習成果」と表記する。第3評価期間の評価基準の改定時に改めて検討することとしたい。